

ファルコナー農業交渉議長ペーパー(第2弾) <概要>

平成19年6月
農林水産省

ジュネーブ時間5月25日(金)19時(日本時間26日(土)2時)に、全加盟国向けに公開文書として発出。

前回のペーパーに含まれなかった残りの論点(基本的に周辺課題)を取り上げ、幾つかの論点では、議長が考える「議論の重心」(着地点)を提示。

A. SSM(途上国向けのセーフガード)

輸入量と価格の二つのトリガーを設けるというのが香港閣僚会合の合意事項。SSMにはSSG(URの関税化対象品目について設けられているセーフガード)より大きな柔軟性を付与すべき。

途上国の真の必要性に応じて限定的に発動されるべき。

B. 热帯产品

(範囲)

UR時の提案国からの例示リストを中心として、これよりも広い品目をカバーするリストを作成すべき。そのリストを基に各輸入国は熱帯产品とすることを拒否することを可能とするが、その理由を明らかにするとともに、URの時よりも少なくとも1/3から1/2程度は対象を拡大すべき。

(取扱い)

低関税(そのレベルは25%よりは低くなるだろう)の品目は関税撤廃。その他の関税は、少なくとも最高階層の削減率以上を適用すべき。

C. 小規模経済国

小規模経済国には、SPの対象品目数および取扱いにおいて、より大きな柔軟性が与えられる。

D. 緑の政策

直接支払いの「一定の固定された」基準期間にすることにほぼ合意。途上国の要望に応じた細部の修正はあるが、大幅な修正に加盟国は後ろ向き。むしろモニタリングを強化すべき。

E . 後発開発途上国(LDC)

LDCにはいかなる削減約束も適用されない。

実施期間の開始時に、少なくとも 97%のLDC産農産物に対し、無税・無枠を供与。実施期間の終了時までに全LDC産農産物への拡大を目指す。

F . 綿花の市場アクセス

香港閣僚宣言ではLDC产品に対する無税・無枠の供与に合意されており、次の課題は、一般の途上国産綿花も対象とするかどうか。

G . 新規加盟国(UR 妥結後にWTO 加盟した国々の特例)

各階層の関税削減率を通常より 5%緩和。SP/SSMにおけるより大きな柔軟性も検討。

デミニミスの削減率を通常より 5%緩和。

H . タリフ・エスカレーション(加工品の高関税率を是正するかどうかという問題)

十分な議論が進んでおらず、何らかの成果が得られることには悲観的としつつ、一定のリストに合意するとともに、そのリストに基づく加工品については一階層上の削減率を適用することを示唆。

I . 関税簡素化(非従価税の従価税化を行うかどうかという問題)

十分な議論が進んでおらず、せいぜい現状以上に複雑化しないことや、高度に複雑な関税(原材料割合で関税率が変動する関税など)を簡素化することに合意できる程度ではないか。

J . 特恵

輸出依存度が高く、関税率 15%以上の品目について、10%ポイント以上の関税削減がなされる場合のような限定的な場合に対処すれば足りる。

特恵マージンの維持、より長い実施期間の設定等で対処。

K . 一次產品

モダリティの主要論点が明確になった後に対処。

L . その他の論点

枠内税率、関税割当運用、モニタリング及び監視、分野別アプローチ、差別的輸出税、地理的表示、輸出禁止・規制に関しては、付け加えることは何もない。